

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動態勢計画

各防災機関は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、活動態勢を整備するものとする。

第1 県の活動態勢

県の地域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、県はその責務を遂行するため必要があるときは、徳島県災害対策本部(以下、「県本部」と言う。)を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、国の「非常(緊急)災害現地対策本部」が設置されたときは、同本部と連携をはかる。

徳島県災害対策本部が設置される以前、又は設置されない場合における応急対策は、徳島県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 徳島県災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

(ア) 設置

徳島県の地域内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、県がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、知事は災害対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

なお、徳島県水防本部が設置されている場合、徳島県災害対策本部が設置されたときは、同本部に総括するものとする。

A 自動設置

県内で震度6弱以上の地震が発生したとき

「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき

B 判断設置

県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき

「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき

県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

- ・ 暴風，大雨，洪水，津波警報が発令され，大規模な被害の発生が予想される時。
- ・ 台風が四国に接近し，本県の全部又は一部を通過し暴風圏に入ることが確実とされる時。
- ・ 河川の増水により指定河川の水位が警戒水位を越え，さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想される時。
- ・ 人的被害，家屋被害が相当数発生した時，又はそれが予知される時。
- ・ その他通常の県行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生した時。

(1) 閉鎖

本部長は，地域の総合的応急対策がおおむね完了したと認めたときは，災害対策本部を閉鎖するものとする。

(ウ) 報告

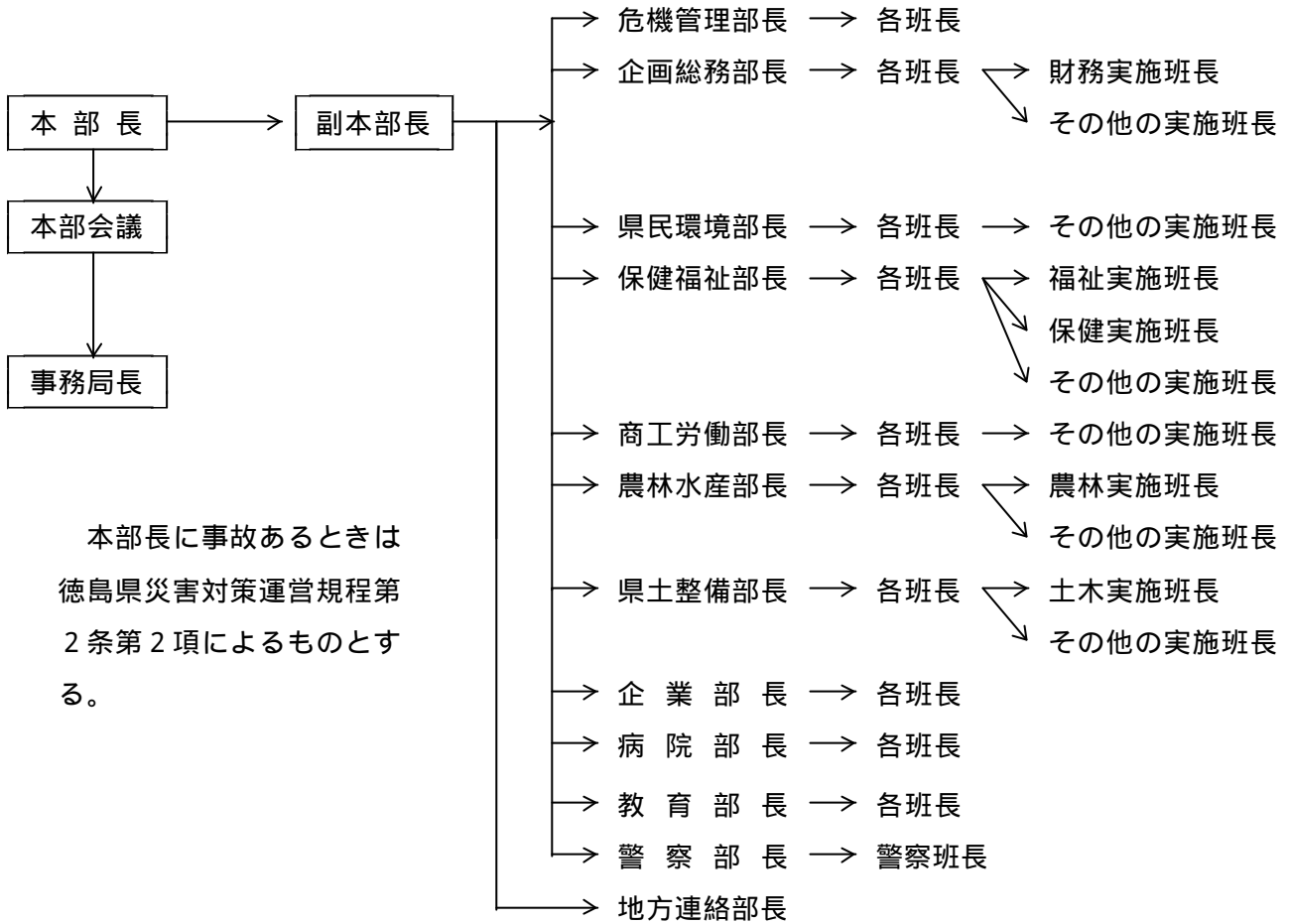
知事は，災害対策本部を設置又は閉鎖したときは，その旨を国（消防庁）その他必要な防災関係機関へ報告するものとする。

(2) 災害対策本部の組織

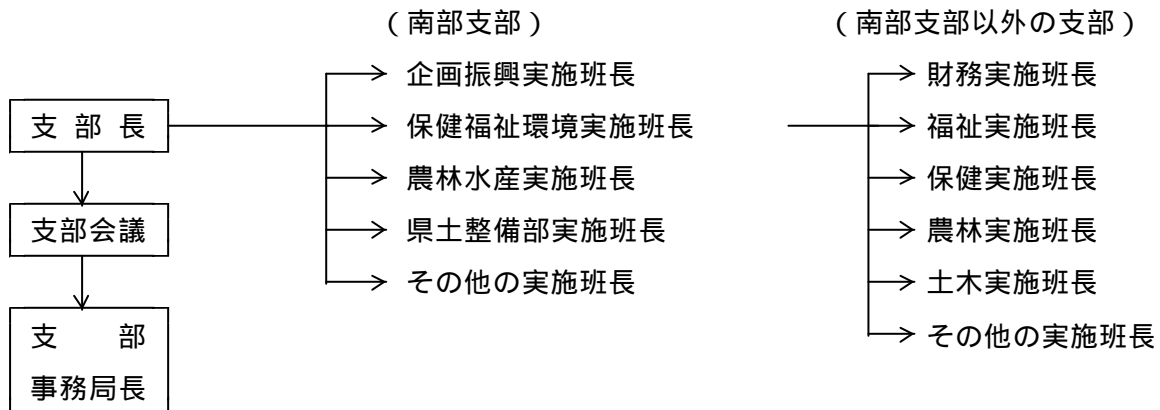
災害対策本部の組織，運営及び分掌事務等については，徳島県災害対策本部条例及び徳島県災害対策本部運営規程に定めるところによる。

組織の編成は次のとおりとする。

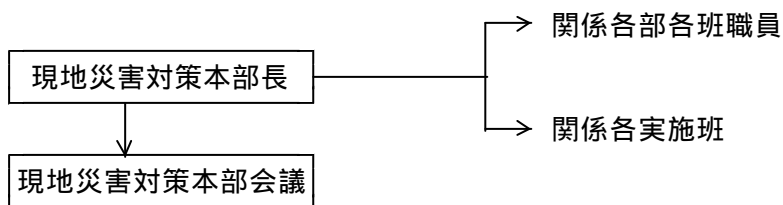
ア 本部の組織



イ 支部の組織



ウ 現地災害対策本部の組織



(3) 本部会議の開催

本部長は、災害応急対策に必要な指示又は各部門の総合調整を行うため、本部会議を開催するものとする。

(4) 支部の設置及び閉鎖

(ア) 設置

本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、支部を設置するものとする。

(イ) 閉鎖

本部長は、地域の総合的応急対策がおおむね完了したと認めたときは、支部を閉鎖するものとする。

(5) 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

(ア) 設置

本部長は大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くものとする。

(イ) 本部長は一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を閉鎖するものとする。

(6) 徳島県警察本部

徳島県警察本部長は、災害応急対策実施のため、必要があると認めるときは、災害の規模、様相に応じて徳島県警察災害警備連絡室若しくは徳島県警察災害警備本部を置くものとする。

2 県災害対策本部を設置するに至らない程度の災害の場合

災害対策組織は、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）に定める本庁、出先機関及び附属機関の組織によるものとし、本庁の組織にかかる連絡調整は危機管理局が分掌する。

第3 市町村の災害対策組織

市町村長は、災害において市町村の地域内の防災の推進を図るため、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を迅速に実施できるよう災害対策組織を整備しておくものとする。

第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の災害対策組織

各機関の長は、各機関においてそれぞれ作成する防災業務計画、防災に関する計画等に定めるところにより、災害時における各機関の災害対策組織を整備しておくものとする。